

高松市奨学金返還支援事業Q & A（令和8年4月現在）

■目的、事業期間

①事業の目的は何ですか？

- 就職後の経済的負担を軽減することにより、本市の未来を担う若者のUターン就職や地元定着の促進、中小企業者及び専門職人材等の確保を目的としています。

②事業はいつまで行われますか？

- 現在のところ、令和7年度から令和9年度まで募集を行う予定です。
ただし、社会情勢の変化等により、実施期間を短縮又は延長する場合があります。

■奨学金の要件等

③補助の対象となる奨学金はどのようなものがありますか？また、それらの中でも、補助の対象とならない条件等がありますか？

- 大学等に在学中に貸与を受けた日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）が対象です。

※ただし、次に該当している場合は、対象となりません。

- ・奨学金の返還金又は本市の市税を滞納している場合
- ・香川県が実施する奨学金返還支援制度（「大学生等かがわ定着促進基金」による奨学金返還支援）のほか、他の奨学金返還支援制度の適用を受けている場合
- ・事前申込時点において、本補助金交付要綱第2条第4号に定める「対象企業」の正規雇用者である場合
- ・申請前に奨学金の返還が完了している場合

■支援対象者の要件

④香川県内の出身で、県外の学生寮等に入り県外の高校を卒業した場合、県内出身・県外出身どちらの取扱いになりますか？

⑤香川県外の出身で、県内の学生寮等に入り県内の高校を卒業した場合、県内出身・県外出身どちらの取扱いになりますか？

○ 高校在学中に親元を離れていた場合、要件を満たす大学等は、高校を卒業した日における保護者の住所（住民登録をしている自治体）で判断します。

- ・保護者の住所が香川県内 県外の大学等を卒業・修了することが必要
- ・保護者の住所が香川県外 県内の大学等を卒業・修了することが必要

⑥香川県内の出身ですが、香川県外の通信制高校を卒業した場合は対象となりますか？

⑦香川県外の出身ですが、香川県内の通信制高校を卒業した場合は対象となりますか？

○ 通信制の高校を卒業した場合も、全日制の高校と同様に、要件を満たす大学等を卒業・修了した場合は対象となります。

要件を満たす大学等は、高校を卒業した日における本人の居住地（住民登録をしている自治体）で判断します。

- ・本人の住所が香川県内 県外の大学等を卒業・修了することが必要
- ・本人の住所が香川県外 県内の大学等を卒業・修了することが必要

⑧最終学歴が短大や専門学校卒業の場合は対象となりますか？

○ 対象となります。

下記のいずれかを卒業・修了した方が対象となります。

- ・専修学校の専門課程
- ・高等専門学校の第4学年、第5学年、専攻科
- ・短期大学
- ・大学
- ・大学院

⑨香川県外の大学に進学後、中退し、その後も香川県外で非正規雇用（アルバイト等）として働いていますが、市内へのUターン転職を検討しています。対象となりますか？

○ 対象となりません。

大学等（Q & A：⑧参照）を卒業・修了した方が対象となります。

⑩専門学校を中退した後、大学へ入学し卒業しました。専門学校と大学で奨学金を利用していましたが、どちらも対象となりますか？

- 専門学校を卒業していないため、専門学校在学時に利用していた奨学金は対象外です。大学在学時に利用していた奨学金は対象となります。

⑪香川県外の大学を卒業後、香川県外で正規雇用として働いていますが、市内へのUターン転職を検討しています。対象となりますか？

- 令和7年度受付分より対象となります。
香川県外で正規雇用として働いていても、Uターン転職として、本補助金交付要綱第2条第4号に定める「対象企業」に正規雇用される場合は、対象となります。

⑫中途採用でも対象となりますか？

- 令和7年度受付分から、事前申込時点において対象企業の正規雇用者でなければ、県内の対象企業へ中途採用で就職する場合でも対象となります。

⑬30歳未満であれば、以前から市内の対象企業に勤めている場合も対象となりますか？

- 事前申込時点において対象企業の正規雇用者である場合は、対象となりません。

■対象企業の要件

⑭対象企業はどのように確認すればよいですか。

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業者で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものです。業種により従業員数や資本金等の規模が異なりますので、企業のホームページの会社概要や下記の表を参考にしてください。

(中小企業庁 HP 内 FAQ「中小企業の定義について」より)

業種	いずれかに該当	
	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、 その他	300人以下	3億円以下

○ その他対象となるもの

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療機関（地方厚生局長又は地方厚生支局長から保険医療機関又は保険薬局として指定を受けたものに限る）
- ・ 学校法人
- ・ 農事組合法人
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人

■ 事前申込等

⑮対象企業の採用内定前に事前申込はできますか？

- 採用内定前でも事前申込は可能です。事前申込の際には、対象企業の採用内定内定通知書など、採用される予定であることを証する書類の提出が必要です。

ただし、対象企業への採用内定に至らなかった場合は、補助予定者として決定されません。

⑯第1期募集や第2期募集など、時期を分けて受付を行いますか？

- 現時点では、時期を分けて受付を行う予定はありません。50名を定員として先着順に受付しますので、定員が埋まり次第募集終了となります。

⑰補助予定者として決定されましたが、その後、対象企業に採用されないことになりました。手続きは必要ですか？

- 変更届出書の提出が必要です。

なお、補助予定者の決定は取消しとなります。

⑱補助予定者として決定されましたが、その後、他の機関等による支援を受けることとなりました。手続きは必要ですか？

- 他の機関等による支援を受けることとなったときには、本補助金の補助対象外となるため、変更届出書の提出が必要です。

⑱令和 9 年 4 月 1 日採用予定でしたが、前倒しで令和 8 年度中の採用となりました。この場合でも対象となりますか？

- 事前申込後の採用であれば対象となります。

■補助金の申請・交付

⑲補助金の額はどのように決定されますか？

- 奨学金の返還金額の総額（利息を含む。）の 1/2 の額（千円未満切り捨て。）とし、その額が 60 万円を超える場合は、60 万円を上限とします。

ただし、補助金が 12 万円を超える場合は、超える額について次年度に繰り越すものとし、その後も同様とします。

なお、事前申込み以前から奨学金の返還を開始している場合は、奨学金の返還金額の総額ではなく、事前申込み時点における返還残額の 1/2 を補助金の額とします。

⑳補助金の交付申請はいつからですか。

- 就職 1 年目の 10 月頃に交付申請書等の提出が必要となります。

最大の 60 万円（年間 12 万円×5 年間）の場合でも、毎年 10 月頃に交付申請書等の提出が必要となります。

㉑補助金はいつ頃交付されますか？

- 11 月頃に交付申請書等をご提出いただき、12 月頃の交付予定です。

㉒2 年目以降の交付申請時期はいつ頃ですか？

- 2 年目以降は、毎年 10 月頃に交付申請書の提出が必要となります。

㉓補助金の振込先口座について、本人以外（親など）の口座を指定することはできますか？

- できません。

支援対象者本人名義の口座を指定してください。

㉔市内の対象企業に就職しましたが、最初の配属先が市外となりました。対象となりますか？

○ 対象となります。

ただし、転出前に、就業先が発行する「一時的に他市へ転出する旨の証明書（市所定の様式）」を提出しなければなりません。

㉕補助金を受給中ですが、就業先の転勤命令等以外の理由で市外へ転出しました。手続きは必要ですか？

○ 補助金の決定は取消しとなり、返還が必要となります。

・初めての交付申請日から起算して3年未満の間に市外へ転出した場合
⇒交付を受けた補助金の全額の返還が必要です。

・初めての交付申請日から起算して3年以上5年以内の間に市外へ転出した場合
⇒交付を受けた補助金の半額の返還が必要です。

※ただし、就業先が行う転勤、出向又は研修等による転出である場合は、この限りではありません。（Q & A：㉔参照）

㉖補助金を受給中ですが、対象企業を自己都合により退職しました。手続きは必要ですか？

○ 補助金の決定は取消しとなり、返還が必要となります。

・初めての交付申請日から起算して3年未満の間に退職した場合
⇒交付を受けた補助金の全額の返還が必要です。

・初めての交付申請日から起算して3年以上5年以内の間に退職した場合
⇒交付を受けた補助金の半額の返還が必要です。

㉗雇用企業の倒産、病気等のやむを得ない事情により退職しました。補助金は返還になるのですか？

○ 退職の日から3か月以内に新たに他の対象企業に正規雇用として再就職した場合は、返還は不要です（変更交付申請書の提出が必要です。）。

㉘補助金を受給中ですが、他の対象企業に転職しました。手続きは必要ですか？

- 補助金の決定は取消しとなり、返還が必要となります。
 - ・ 初めての交付申請日から起算して3年未満の間に退職した場合
⇒交付を受けた補助金の全額の返還が必要です。
 - ・ 初めての交付申請日から起算して3年以上5年以内の間に退職した場合
⇒交付を受けた補助金の半額の返還が必要です。
- ※ただし、転職前の対象企業における退職が、雇用企業の倒産、病気等のやむを得ない事情によるものである場合で、なおかつ退職の日から3か月以内に新たに他の対象企業に正規雇用として再就職した場合は、返還は不要です（変更交付申請書の提出が必要です。）。